

◎議 事 日 程（第 1 号）

令和 5 年 5 月 26 日（金曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 市長招集挨拶
- 日程第 5 報告第 4 号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第 6 報告第 5 号 令和 4 年度愛西市一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第 7 報告第 6 号 令和 4 年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 8 議案第 22 号 愛西市税条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 23 号 愛西市火災予防条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 24 号 土地の取得について
- 日程第 11 議案第 25 号 救助工作車購入契約の締結について
- 日程第 12 議案第 26 号 令和 5 年度愛西市一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 13 議案第 27 号 令和 5 年度愛西市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 請願第 1 号 インボイス制度の実施中止を求める意見書を政府に送付することを求める請願書
- 日程第 15 同意第 2 号 愛西市教育委員会教育長の任命について
- 日程第 16 同意第 3 号 愛西市公平委員会委員の選任について
- 日程第 17 同意第 4 号 愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 18 同意第 5 号 愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 19 同意第 6 号 愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 20 同意第 7 号 愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 21 同意第 8 号 愛西市教育委員会委員の任命について
- 日程第 22 同意第 9 号 愛西市農業委員会委員の任命について
- 日程第 23 同意第 10 号 愛西市農業委員会委員の任命について
- 日程第 24 同意第 11 号 愛西市農業委員会委員の任命について
- 日程第 25 同意第 12 号 愛西市農業委員会委員の任命について
- 日程第 26 同意第 13 号 愛西市農業委員会委員の任命について
- 日程第 27 同意第 14 号 愛西市農業委員会委員の任命について
- 日程第 28 同意第 15 号 愛西市農業委員会委員の任命について
- 日程第 29 同意第 16 号 愛西市農業委員会委員の任命について
- 日程第 30 同意第 17 号 愛西市農業委員会委員の任命について
- 日程第 31 同意第 18 号 愛西市農業委員会委員の任命について
- 日程第 32 同意第 19 号 愛西市農業委員会委員の任命について

- 日程第33 同意第20号 愛西市農業委員会委員の任命について
日程第34 同意第21号 愛西市農業委員会委員の任命について
日程第35 同意第22号 愛西市農業委員会委員の任命について
日程第36 同意第23号 愛西市農業委員会委員の任命について
日程第37 諮問第1号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第38 諮問第2号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（18名）

1番	馬 淵 紀 明 君	2番	佐 藤 旭 浩 君
3番	中 村 文 武 君	4番	河 合 克 平 君
5番	真 野 和 久 君	6番	山 田 門左エ門 君
7番	吉 川 三津子 君	8番	杉 村 義 仁 君
9番	角 田 龍 仁 君	10番	石 崎 誠 子 君
11番	原 裕 司 君	12番	佐 藤 信 男 君
13番	近 藤 武 君	14番	神 田 康 史 君
15番	鬼 頭 勝 治 君	16番	山 岡 幹 雄 君
17番	高 松 幸 雄 君	18番	竹 村 仁 司 君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	平 尾 理 君	総 務 部 長	近 藤 幸 敏 君
市民協働部長	田 口 貴 敏 君	企画政策部長	西 川 稔 君
教 育 部 長	佐 藤 博 之 君	保険福祉部長	人 見 英 樹 君
健康子ども部長	清 水 栄利子 君	産業建設部長	宮 川 昌 和 君
上下水道部長	山 田 英 穂 君	消 防 長	加 藤 義 久 君
総 務 課 長	青 木 万 亀 男 君	総 務 課 課 長 補 佐	水 野 重 仁 君
監査事務局長	森 田 圭 一 君	産業振興課長	清 水 直 樹 君
産 業 振 興 課 課 長 補 佐	伊 藤 光 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 鷺尾和彦
書記 村瀬俊彦

議事課長 大原守人
書記 杉本昌哉

午前9時30分 開会

○議長（杉村義仁君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年6月愛西市議会定例会を開会いたします。

ここで御報告いたします。定例会本会議に際して、報道機関より撮影を許可されたい旨の申出があった場合は、愛西市議会傍聴規則第9条の規定により、議長の権限において申出を行った報道機関に対して撮影を許可することにいたしますので、御了承をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（杉村義仁君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、15番・鬼頭勝治議員、16番・山岡幹雄議員の御両名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、5月19日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（近藤 武君）

おはようございます。

議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る5月19日に正・副議長にも御出席をいただき開催いたしました結果、会期は本日5月26日から6月23日までの29日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては御配付のとおりでございますので、よろしく御報告いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（杉村義仁君）

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より6月23日までの29日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より6月23日までの29日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第3・諸般の報告について

#### ○議長（杉村義仁君）

次に、日程第3・諸般の報告についてを議題といたします。

一部事務組合議会が開催されておりますので、報告をしていただきます。

海部南部水道企業団議会議員の石崎誠子議員、お願いいたします。

#### ○10番（石崎誠子君）

それでは、海部南部水道企業団の議会報告をさせていただきます。

去る令和5年5月18日木曜日、海部南部水道企業団において、令和5年第1回臨時会が行われました。

付議事件といたしましては、議長選挙について、飛島村選出の鈴木康祐議員が議長に選任されました。

続いて、議案第7号：令和5年度海部南部水道企業団水道事業補正予算（第1号）について、この補正予算につきましては、令和4年度から令和6年度までの3か年の継続費で計画されていた立田大橋水管橋更新工事の大幅な計画変更に伴うものであります。

内容といたしましては、社会情勢の変化などにより材料費も高騰し、事業費が当初の計画よりも大幅に増加していること、さらには海部建設事務所による立田大橋の耐震補強工事を令和6年度から10年度にかけて追加で行うこととなり、国・県と協議した結果、継続費を令和4年度、5年度の2か年とし、主要工事である水管橋の更新工事については、立田大橋耐震補強工事が完了した後の令和11年度、12年度に実施するというものです。

なお、継続費の補正に伴う減額分を債務負担行為の限度額に定め、期間を令和6年度から令和12年度までとしています。収益的収入、補正額マイナス995万円、補正後の予算総額25億2,646万7,000円、収益的支出、補正額3,374万円、補正後の予算総額22億7,800万5,000円、資本的収入、補正額マイナス2億円、補正後の予算総額2億5,374万3,000円、資本的支出、補正額マイナス4億8,059万円、補正後の予算総額8億5,075万3,000円で、全員賛成で原案のとおり可決されました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（杉村義仁君）

御苦労さまでした。

次に、議長より報告いたします。

監査委員より、令和5年1月から3月までに關する出納検査についての検査報告がありました。それぞれの写しをお手元に配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・市長招集挨拶

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第4・市長招集挨拶を議題といたします。

市長、お願いします。

○市長（日永貴章君）

おはようございます。

令和5年6月愛西市議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御多用の中御出席をいただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、5月8日から感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されました。これにより、日常における基本的な感染予防対策につきましては、各自の判断に委ねられることが基本となりました。ここ数年、新型コロナウイルス感染症の影響から、市内の様々なイベントや行事が中止となっておりましたが、最近では感染症流行以前のように開催ができるようになってまいりました。28日曜日には、令和5年度愛西市消防団観閲式を親水公園総合運動場にて挙行いたしますので、議員各位におかれましては御参加をいただきますようお願いを申し上げます。

今後は、感染状況を注視しつつではありますが、市民、事業者の皆様と共に、社会活動、経済活動もウイズコロナからアフターコロナを踏まえたまちづくりへの転換を図ってまいります。議員各位におかれましても、引き続き御支援・御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

さて、今定例会に提出をいたします案件につきましては、専決処分事項の報告1件、継続費の報告1件、繰越明許費の報告1件、条例の一部改正2件、財産の取得1件、契約の締結1件、補正予算2件、同意22件、諮問2件の計33件となっております。このうち、補正予算につきましては、エネルギー等の物価高騰により厳しい経営環境におかれている製造業者、施設園芸農業者、畜産業者の支援を行う事業者エネルギー等物価高騰対策支援事業、物価高騰に直面する市民の経済負担を軽減する上水道料金免除補助事業、物価高騰に直面する子育て世帯の経済的負担を軽減する保育所等給食費緊急補助事業、小中学校給食費等補助事業などの実施に必要な経費を盛り込んでおります。

なお、人事案件につきましては、本日御審議の上、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

各案件の内容につきましては、後ほど担当部長より御説明をさせていただきますので、御審議を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・報告第4号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第5・報告第4号：専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解

について) 報告をお願いいたします。

○産業建設部長(宮川昌和君)

それでは、報告第4号:専決処分事項の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)を御説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。本日提出、市長名でございます。

次ページを御覧ください。

道路の管理瑕疵について、損害賠償の額を30万円とし、和解を行ったものでございます。

なお、事故の概要及び和解の相手方は記載のとおりでございます。

以上で、報告第4号の説明といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・報告第5号(提案説明)

○議長(杉村義仁君)

次に、日程第6・報告第5号:令和4年度愛西市一般会計継続費繰越計算書について報告をお願いいたします。

○総務部長(近藤幸敏君)

それでは、報告第5号:令和4年度愛西市一般会計継続費繰越計算書について御説明をいたします。

この報告につきましては、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告をするものでございます。本日の提出、市長名でございます。

次のページを御覧ください。

令和4年度愛西市一般会計継続費繰越計算書でございます。

この繰越計算書につきましては、令和4年度当初予算で御議決をいただきました消防庁舎改修事業に係る継続費につきまして、令和5年度への通次繰越額が確定をいたしましたので、本日議会へ報告するものでございます。

翌年度への通次繰越額は7,555万6,000円で、財源内訳といたしましては、繰越金2,045万6,000円、また特定財源といたしまして、地方債で5,510万円となります。よろしく御願いたします。

報告第5号は以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・報告第6号(提案説明)

○議長(杉村義仁君)

次に、日程第7・報告第6号:令和4年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書について報告をお願いします。

○総務部長(近藤幸敏君)

それでは、報告第6号:令和4年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明い

たします。

この報告につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものでございます。本日の提出、市長名でございます。

次のページを御覧ください。

令和4年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

この繰越計算書につきましては、本年3月定例会で御議決をいただきました繰越明許費につきまして、令和5年度への繰越額が確定いたしましたので、本日議会へ報告するものでございます。

内容につきましては、年度内に事業が完了できなかった2事業で、繰越額につきましては合計5,240万1,000円でございます。財源内訳といたしましては、一般財源が5,240万1,000円でございます。よろしくお願いいたします。

報告第6号は以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第22号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第8・議案第22号：愛西市税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（近藤幸敏君）

それでは、議案第22号：愛西市税条例の一部改正についてを御説明いたします。

愛西市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、地方税法の改正に伴い改正する必要があるからでございます。

概要につきましては、資料2で御説明をさせていただきますので御覧ください。

改正の概要は、森林環境税の導入に伴う賦課徴収方法の規定の整備等をするものでございます。

次に、改正の理由は、地方税法等の一部を改正する法律が施行され、地方税法が改正されたためでございます。

次に、改正の内容ですが、まず個人の市民税においては、森林環境税を賦課徴収する規定を追加するもの。また、軽自動車税においては、特定小型原動機付自転車の車両区分の創設に伴う規定の整備を行うものでございます。

その他、必要な規定の整備をするものでございます。

施行期日は、一部の規定を除きまして公布の日でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第23号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第9・議案第23号：愛西市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。  
提案理由及びその内容の説明を求めます。

○消防長（加藤義久君）

それでは、議案第23号：愛西市火災予防条例の一部改正について御説明させていただきます。  
愛西市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の改正に伴い、改正する必要があるからでございます。

改正の内容につきましては、議案第23号資料2を基に御説明させていただきます。

第1. 改正の概要は、急速充電設備の定義の見直し等を行うもの。

第2. 改正の理由につきましては、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等が施行され、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等が改正されたためでございます。

第3. 改正の内容ですが、1. 急速充電設備の全出力の上限を撤廃等するもの。

2. 喫煙所と表示した標識について、健康増進法に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は設置しなくてもよいこととするもの。

3. その他火災予防上必要な措置の見直しを行うもの。

第4の施行の期日は公布の日からで、一部の規定は令和5年10月1日からでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第24号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第10・議案第24号：土地の取得についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、議案第24号：土地の取得について御説明いたします。

道の駅周辺整備事業の用地として下記の土地を取得したいので、愛西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、1. 所在地、愛西市森川町村仲80番。

2. 面積、5,130.69平方メートル。

3. 取得金額、金4,874万1,555円。

4. 契約の相手方につきましては、記載のとおりでございます。

提案理由といたしましては、道の駅周辺整備事業を進めるに当たり、用地を取得する必要がある

あるからでございます。

1枚おめくりいただきまして、議案第24号資料1を御覧ください。

土地の売買に関する仮契約書の写しでございます。

もう一枚おめくりください。

議案第24号資料2といたしまして、取得予定地を位置図でお示ししております。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第25号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第11・議案第25号：救助工作車購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○消防長（加藤義久君）

それでは、議案第25号：救助工作車購入契約の締結について御説明させていただきます。

下記のとおり、救助工作車を取得したいので、愛西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、1. 契約の目的、救助工作車購入。

2. 契約の方法、指名競争入札でございます。

3. 契約金額、1億3,970万円。

4. 契約の相手方、名古屋市東区矢田南一丁目2番8号、株式会社モリタ名古屋支店。

5. 納入期限、令和6年3月19日でございます。

提案理由といたしまして、救助工作車購入契約するに当たり、必要があるからでございます。

1枚おめくりください。

仮契約書の写しでございます。

もう一枚おめくりいただき、議案第25号資料2を基に御説明させていただきます。

この救助工作車は、複雑多様化する救助事案に対応するため、ウインチ、クレーン、照明装置を備えた機能機動性の高い車両となっています。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第26号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第12・議案第26号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（近藤幸敏君）

それでは、議案第26号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明

いたします。

この補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,494万円を追加し、総額を256億8,041万円とするものでございます。

歳入全般につきまして、私のほうから御説明いたします。

6ページ、7ページを御覧ください。

13款分担金及び負担金、2項負担金では、1目民生費負担金で、保育園給食副食費補助額の引上げに係る保育所運営費保護者負担金36万8,000円の減額を、また3目教育費負担金では、小・中学校給食費の値上げ分補助に係る財源振替として、学校給食費負担金を1,520万円減額しております。

また、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、低所得世帯支援枠を含め3億6,991万6,000円を計上いたしました。

同じく3目衛生費国庫補助金では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金2,000万円を計上しております。

次に、16款県支出金、2項県補助金では、1目総務費県補助金で、自主防犯活動促進事業費補助金として100万円を、また2目民生費県補助金では、保育所等給食費軽減対策支援金として770万6,000円を、同じく5目農林水産業費県補助金では、新規就農総合支援事業費補助金150万円、新規就農経営発展支援事業費補助金361万2,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、3項県委託金、4目教育費県委託金では、キャリアスクールプロジェクト事業で7万円、学校教育研究委嘱校委託事業で10万円を計上しております。

なお、19款繰入金、2項基金繰入金では、本補正予算の不足する財源として、1目財政調整基金繰入金で3,660万4,000円を計上しております。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出の主な内容につきまして担当部長より御説明申し上げます。

初めに、企画政策部長より御説明申し上げます。

○企画政策部長（西川 稔君）

私からは、企画政策部所管に関するものについて御説明申し上げます。

補正予算書の10ページ、11ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、14目防犯費で、犯罪の抑止、地域防犯力の向上及び特殊詐欺被害の未然防止を図り、安全で安心なまちづくりを推進するため、自治会による防犯カメラの設置及び高齢者などの世帯による特殊詐欺対策機器の購入などの費用の一部を補助する予算として、18節負担金、補助及び交付金で自主防犯活動促進事業費200万円を計上し、それに伴う歳入といたしまして、県補助金100万円を計上いたしました。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、保険福祉部長より御説明申し上げます。

○保険福祉部長（人見英樹君）

私からは、保険福祉部の所管に関するものにつきまして御説明申し上げます。

補正予算書12ページ、13ページを御覧ください。

2款総務費、9項新型コロナウイルス感染症緊急対策費、5目住民税非課税世帯支援事業費の1億8,850万円は、住民税非課税世帯を対象に、物価高騰重点支援給付金を1世帯当たり3万円支給するものです。

主な内訳として、扶助費で支援給付金1億7,400万円のほか、委託料で給付関連業務委託料など953万7,000円、役務費で郵便業などの経費として194万2,000円を計上しました。

なお、これに伴う歳入として、全額国庫補助金を計上しております。

以上、よろしく願いいたします。

次は、健康子ども部長より御説明申し上げます。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、健康子ども部所管に関する歳出について御説明させていただきます。

12ページ、13ページと14、15ページを御覧ください。

物価高騰に対する支援のため、市単独補助として実施している保育所等副食代を増額するものとして、12ページ、13ページ、3款2項2目児童措置費で378万円、14、15ページ、10款6項1目教育振興費で455万円を計上いたしました。

また、市立保育所等が安定的な給食を実施するための食材費高騰分への支援として、12、13ページ、3款2項2目児童措置費で1,156万円を計上いたしました。

次に、14、15ページ、4款1項7目新型コロナウイルスワクチン接種事業費として、個別接種促進のため、個別接種に協力する医療機関への支援として2,000万円を計上いたしました。なお、新型コロナウイルスワクチン接種事業実施に要する事業費につきましては、国により全額補助されます。

以上、よろしく願いいたします。

次は、産業建設部長より御説明申し上げます。

○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、産業建設部所管に関するものについて御説明いたします。

お戻りいただきまして、補正予算書10ページ、11ページを御覧ください。

2款総務費、9項新型コロナウイルス感染症緊急対策費、2目事業者支援対策費で、エネルギー等物価高騰により厳しい経営環境に置かれている製造業者、施設園芸農業者、畜産業者の事業継続を支援するため、事業者エネルギー等物価高騰対策支援事業として6,641万2,000円を計上いたしました。

その内訳といたしまして、製造業者エネルギー等物価高騰特別支援金4,000万円及び施設園芸・畜産業者エネルギー等物価高騰特別支援金2,500万円を、またそれに伴う人件費及び事務経費を計上しております。

次に、補正予算書14ページ、15ページを御覧ください。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費で、次世代の農業を担う新規就農者に対し、

就農直後の所得を確保するため、18節負担金、補助及び交付金で、新規就農総合支援事業費補助金250万円を、新規就農者の経営発展のための機械・施設等の導入を支援するため、同じく18節負担金、補助及び交付金で、新規就農経営発展支援事業費補助金361万2,000円を計上し、それに伴う歳入として県支出金511万2,000円を計上いたしました。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、上下水道部長より御説明申し上げます。

○上下水道部長（山田英穂君）

私からは、上下水道部の所管に関するものについて御説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページを御覧ください。

2款9項3目市民生活応援費、18節負担金、補助及び交付金におきまして、令和5年8月利用分から令和5年11月利用分までの上水道基本料金を4か月間免除・補助するため、1億2,567万円を計上いたしました。内訳といたしまして、愛西市水道事業水道料金の補助金は、佐織・八開地区の対象者へ5,881万6,000円、愛西市外水道給水契約者水道料金の補助金は、津島市、あま市、稲沢市及び蟹江町水道事業と給水契約を結ぶ愛西市内在住の対象者へ32万8,000円、海部南部水道企業団水道料金の補助金は、佐屋・立田地区の対象者へ6,652万6,000円になります。

以上、よろしく願いいたします。

次は、教育部長より御説明申し上げます。

○教育部長（佐藤博之君）

私からは、教育部の所管に関するものについて御説明させていただきます。

10ページ、11ページを御覧ください。

2款9項3目市民生活応援費におきまして、小中学校給食費等補助事業に伴い、補助機関に給食費補助相当額の支援金を支給するために、28万1,000円を計上いたしました。

続きまして、14ページ、15ページを御覧ください。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費におきまして、キャリアスクールプロジェクト事業で7万円、学校教育研究委嘱校委託事業で10万円に対し、それぞれ報償費で7万5,000円、需用費で7万5,000円、役務費で2万円を計上いたしました。

以上で、令和5年度一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

すみません。先ほど14ページ、15ページ、10款6項1目教育振興費で455万円とお伝えしましたが、45万5,000円と訂正させていただきます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第13・議案第27号（提案説明）**

**○議長（杉村義仁君）**

次に、日程第13・議案第27号：令和5年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○上下水道部長（山田英穂君）**

それでは、議案第27号：令和5年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

第1条、令和5年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和5年度愛西市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入におきましては、第1款水道事業収益の第1項営業収益から第2項営業外収益へ補正予定額5,881万6,000円を組み替えました。

支出におきましては、第1款水道事業費用の第1項営業費用へ補正予定額165万円を計上し、計を5億2,530万6,000円にしました。本日提出、市長名でございます。

補正の内容といたしましては、収益的収入におきましては、上水道料金免除・補助事業補助金の増額補正を行うことにより、同額の水道使用料の減額補正を行いました。また、収益的支出におきましては、令和6年4月からの水道使用料の改定に伴うシステム改修委託料を計上いたしました。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・請願第1号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第14・請願第1号：インボイス制度の実施中止を求める意見書を政府に送付することを求める請願書を議題といたします。

この件につきましては、紹介議員より説明をお願いしたいと思います。

○4番（河合克平君）

では、提案させていただく前に誤字がありましたので、誤字の訂正をお願いいたします。

本文の下から6行目、「政府は161万者」の「者」が、者ではなく会社の「社」に訂正をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、インボイス制度の実施中止を求める意見書を政府に送付することを求める請願書について、紹介議員・河合克平より提案させていただきます。

愛西市議会議長・杉村義仁殿。要請者については、津島市立込町2-92、津島民主商工会、代表者・居附一夫さんより要請が出ております。

提案は、本文を朗読して提案をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

コロナ禍の影響に加え、急激な物価高騰が家計、事業経営を圧迫し、地域経済の停滞、悪化を招いています。「物価高倒産」は前年度比3.4倍（帝国データバンク4月10日）に上っています。

インボイス制度が実施されれば、消費税の免税事業者の新たな税負担や苛酷な実務負担が押しつけられます。既に、「インボイス登録しないと回答したら3月で契約が打ち切られた」という事例が出ています。小規模事業者の取引排除が広がれば、地域経済はますます疲弊することになります。

影響を受けるのは小規模事業者やフリーランスではありません。太陽光パネルを設置して売電している家庭や敷地に飲物などの自動販売機を設置している家庭にもインボイス発行事業者登録に関する働きかけが行われています。

国会ではインボイス制度が実施されることで電気代が値上がりすることも明らかにされました。シルバー人材センターへの発注単価を引き上げるように政府は自治体に求めています、こうした対応は住民の負担増にもつながりかねません。

政府は161万社がインボイス制度の対象になり、2,480億円の増収になると試算しているように、インボイス制度は税率変更を伴わない消費税の増税策であります。

今インボイス制度が始まれば、コロナ禍や物価高から事業の維持・再建を凶ろうとしている中小事業者やフリーランスに大きな足かせとなることは火を見るより明らかであります。

以上の趣旨により、以下の請願を行います。

1. インボイス制度の実施中止を求める意見書を政府に送付していただくこと。

1ページめくっていただいて、インボイス制度の実施中止を求める意見書(案)についても併せて提案をさせていただいておりますので、御議論いただけますようよろしくお願いいたします。以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

## ◎日程第15・同意第2号(提案説明・質疑・討論・採決)

### ○議長(杉村義仁君)

次に、日程第15・同意第2号：愛西市教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

なお、この件につきましては、平尾理君の一身上に関する案件でございますので、平尾理君の一時退席をお願いいたします。

[教育長・平尾理君 退場]

それでは、提案理由及びその内容の説明を求めます。

### ○市長(日永貴章君)

同意第2号：愛西市教育委員会教育長の任命について。

令和5年6月30日任期満了となるので、次の者を任命するものとする。本日提出、市長名です。

氏名、平尾理。

提案理由といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を得て任命する必要があるからでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

### ○議長(杉村義仁君)

次に、同意第2号の質疑を行います。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

山田議員。

**○6番（山田門左エ門君）**

質問があるので、議論させてください。

まず、事実関係からお話いたします。現在も教育長として重責を担っておられますが、愛西市の教育長として平成29年7月に就任され、その僅か2か月後の9月に八開地区の小・中学校3校を全て廃止し、立田に小中一貫を設立する計画を新聞発表されました。この小中一貫校の政策について、地元住民への事前説明はなく、新聞発表の10か月後の平成30年7月に初めて行われました。第2回目の住民説明会は、さらに1年2か月後の令和元年9月に実施されました。また、令和3年12月より立田の小中一貫校の計画の見直しが始まり、新たな学校統合案が出され、引き続き地区検討協議会が本年3月まで開催されましたが、この協議会案は委員会の同意もなく、3月に第3回目の住民説明会が開かれました。

以上のように、教育長就任後6年間の間に、八開や立田地区の住民にはそれぞれ3回しか説明会が開かれていません。学校統合に関し、八開地区の住民3,000名からの陳情書が出され、永和地区からも嘆願書が出されたと聞いています。立田地区も住民の反対署名を始めたいという声も届いております。

学校統合については、文科省も保護者と住民への丁寧な合意形成を求めています。教育長として、この6年間、僅か3回しかそれぞれ住民への説明がありませんでした。これについて、本当に合意形成ができているのか、ぜひお聞かせいただきたいと思います。以上です。

**○企画政策部長（西川 稔君）**

人格が高潔で教育行政に高い識見を有し、本市の教育行政の運営について重要な責任を自覚され、児童・生徒などの教育を受ける権利の保障に万全を期して教育行政の運営に取り組んでいる方であると認識しております。以上です。

**○6番（山田門左エ門君）**

もう一度質問させていただきます。

先ほど言いましたとおり、地区検討協議会の結論も出ていないのに、住民と保護者説明会が今年の3月に行われました。2年前から行われた各種委員会に参加した委員の方、あるいは保護者の声を聞きました。教育長は住民の声を丁寧に聞いているのかという声をお聞きしましたけれども、そういう声は全くありませんでした。本当に適任なのかどうか非常に疑問があります。よろしくお願ひします。

**○企画政策部長（西川 稔君）**

教育委員会の会議を主催するだけでなく、事務局職員を指揮監督して具体的な事務執行を行う立場であることから、教育・学術及び文化に関し識見を有するだけでなく、行政法規や組織マネジメントなど教育行政全般に識見を有することが必要となり、その取組を行っている方

であると考えております。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

真野議員。

○5番（真野和久君）

それでは、教育長の任命について質問をさせていただきます。

本人が見えませんが、なかなかそうしたことについては聞けない状況にはありますけれども、教育長として、今山田議員からもありましたが、学校統廃合に関して協議会等を立ち上げながら今進められていますけれども、やはり教育長としての見解や立場というものが、今の進め方に大きく関わってきているというふうに考えますが、その点についてはどうなっているのでしょうか。

○企画政策部長（西川 稔君）

学校の適正規模に関し、少子化による児童・生徒の減少や学校施設の老朽化、学習形態の変化などの課題から、全国で多くの市町村が、その解消に向けた取組を進めております。学校規模の適正化は、地域社会や子供たちの学習環境に大きな変化を及ぼします。

教育委員会では、学校規模の適正化について本市の実情に応じた学校の在り方を検討し、実現に向けて進められているところでございます。これまでも、地域や保護者の皆様からの様々な意見に向き合いながら丁寧に進めてこられていると考えており、引き続き教育長の指揮の下、子供たちにとってより望ましい学習環境の整備を進める必要があると考えております。以上でございます。

○5番（真野和久君）

もう少し簡潔に質問いたしますけれども、現在の進め方において教育長の責任というのはやはり重いと思いますが、その点についての評価をお答えください。

○企画政策部長（西川 稔君）

繰り返しになりますが、教育委員会の会議を主催するだけではなく、事務局職員を指揮監督して具体的な事務執行を行う立場であることから、教育・学術及び文化に関し識見を有するだけでなく、行政法規や組織マネジメントなど行政教育全般に識見を有することが必要となり、その取組を行っている方であると認識しております。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

馬淵紀明議員。

○1番（馬淵紀明君）

教育長任命について質問します。

教育長が、仮の話ですけど不在になった場合は、愛西市としてはどのような対応をされ

るのか。また、近隣市ではそのようなことはあったのか、お聞きします。

**○教育部長（佐藤博之君）**

まず教育長に関しましては、教育委員会を主催していただいておりますけれども、職務代理者を設置させていただいております。また、決裁規定におきましては、教育長が不在になった場合には、私教育部長が代決をさせていただくことになります。

近隣市におきまして、教育長が不在であるかどうかということにつきましては、詳細な情報を持ち合わせておりませんので、また私ども詳細な内容を調べさせていただいた上で、後日、議会に御報告をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

**○議長（杉村義仁君）**

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。同意第2号につきましては、人事案件でございますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、同意第2号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、同意第2号につきましては、人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

異議がありましたので、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

真野議員。

**○5番（真野和久君）**

それでは、愛西市教育委員会教育長の任命について反対討論を行いたいと思っております。

現在の教育長が就任されて以来の、この間の教育行政についてですけれども、例えば愛西市の平和祈念式典への中学生の参加等での意識づけや、また体験学習事業としての今年度から始まります東日本地域へ実際に行き、そこで実際のものを見て、また住民の声を聞くというような体験学習、また部活の地域への移行についての推進など、一定評価をすることもできるわけですが、ただ、やはり現在の学校の統廃合問題に関しては、やはり今の進め方は非常に認めることができません。

市民の声を十分に聞かずに統合方針を決めて、そして協議会として進めてはいますが、実際にはなかなか市民の声が届かない。また、立田地区や八開地区では、市民の多くの方が反

対しているにもかかわらず、そうした声に合わせずにそのまま進められている。そうした今の統廃合のやり方は、やはり大変大きな問題であり、これに責任を持っている教育長としては、やはり任命に対して承認することはできないものであります。

以上の点から反対をいたします。

**○議長（杉村義仁君）**

他に反対討論はございませんか。

〔挙手する者あり〕

山田議員。

**○6番（山田門左エ門君）**

反対討論をいたします。

先ほど少しお話ししましたとおり、非常に安易に立田地区に小中一貫校をつくるという計画を、地元住民に説明もなく実施されました。そして結果的には、これが廃案になってしまいました。

2つ目は、先ほど言いましたように地区検討協議会、これを行ってから住民に説明する。地区検討協議会も、前回の3月の議会で質問しましたが、地区検討協議会として結論が出ていないとおっしゃっていましたが、それでも住民への説明会や保護者への説明会を行っております。これはルール違反だと思います。こういう方は問題があると思います。以上です。

**○議長（杉村義仁君）**

他に反対討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、同意第2号を採決いたします。

同意第2号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、同意第2号は同意することに決定いたしました。

ここで、平尾理君の退場を解きます。

〔教育長・平尾理君 入場〕

それでは、平尾理君に伝えます。

同意第2号は、同意することに決定いたしました。

ここで、平尾理君より御挨拶をいただきます。

**○教育長（平尾 理君）**

それでは、一言御挨拶を申し上げます。

まずもって、教育長として御承認をいただき、ありがとうございました。

現在、教育界にも大きな変革の波が押し寄せております。御承知のように、少子化、コロナ禍による影響、またICT教育、さらには恒常的な教員不足、教員の働き方改革等、まさにこれから学校の在り方が問われる、そういう時代に突入をしております。

また、人口減少、高齢化によりまして、伝統文化活動の継承、またスポーツ等を通しての人と人との絆づくり、こういう社会教育におきましても以前のような活動の在り方が、様々な課題が横たわっておるわけです。

このような大きな節目に当たり、もとより私自身、微力、浅学非才ではございますが、これまでのように多くの皆様方の御理解・御支援をいただきながら、よりよい教育を推進できるよう努めてまいりたいと思っております。議員各位におかれましては、今後とも御指導御鞭撻いただきますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。貴重な時間ありがとうございました。

**○議長（杉村義仁君）**

ここで休憩を取らせていただきます。再開は10時40分といたします。

午前10時29分 休憩

午前10時40分 再開

**○議長（杉村義仁君）**

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

**○教育部長（佐藤博之君）**

私からは、先ほど馬淵議員から御質問のありました教育長不在の自治体につきまして御答弁をさせていただきたいと思えます。

昨年9月の発行によりますけれども、日本教育新聞の内容からいたしますと、平成27年度には20自治体、平成28年度には21自治体、平成29年度には32自治体、平成30年度は26自治体、令和2年度におきましては13自治体で空席の期間があったという内容の資料に基づきまして、御答弁をさせていただきます。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・同意第3号（提案説明・質疑・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第16・同意第3号：愛西市公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

同意第3号：愛西市公平委員会委員の選任について。

令和5年6月30日任期満了となるので、次の者を選任するものとする。本日提出、市長名です。

氏名、川崎修一。

提案理由といたしましては、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を得

て選任する必要があるからでございます。お願いいたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、同意第3号の質疑を行います。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。同意第3号につきましては、人事案件でございますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、同意第3号につきましては委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、同意第3号につきましては、人事案件でございますので討論は省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

次に、同意第3号を採決いたします。

同意第3号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第3号は同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・同意第4号から日程第20・同意第7号まで（提案説明・質疑・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第17・同意第4号：愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任についてから日程第20・同意第7号：愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

同意第4号：愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

令和5年6月30日任期満了となるので、次の者を選任するものとする。本日提出、市長名です。

氏名、浅井裕久。

提案理由といたしましては、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得て選任する必要があるからでございます。

同意第5号から同意第7号につきましても、同意第4号と同一内容のため、氏名のみを述べ

させていただきます。

同意第5号、氏名、安達清。

同意第6号、氏名、猪飼明。

同意第7号、氏名、鈴木和己。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、同意第4号から同意第7号につきましては同一内容でございますので、質疑は一括とします。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。同意第4号から同意第7号につきましては、人事案件でございますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、同意第4号から同意第7号につきましては委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、同意第4号から同意第7号につきましては、人事案件でございますので討論は省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

同意第4号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第4号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第5号を採決いたします。

同意第5号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第5号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第6号を採決いたします。

同意第6号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第6号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第7号を採決いたします。

同意第7号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、同意第7号は同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・同意第8号（提案説明・質疑・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第21・同意第8号：愛西市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。
提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

同意第8号：愛西市教育委員会委員の任命について。

令和5年6月30日任期満了となるので、次の者を任命するものとする。本日提出、市長名です。

氏名、杉方南衣。

提案理由といたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得て任命する必要があるからでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、同意第8号の質疑を行います。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

山田議員。

○6番（山田門左エ門君）

質問いたします。

学歴・職歴、拝見いたしましたが、法律で規定されております教育・文化・学術に識見のある方というふうに規定をされておりますが、それについてお答え願います。

○教育部長（佐藤博之君）

教育委員会は、学校教育の振興、生涯学習・社会教育の振興、芸術・文化の振興、文化財の保護、スポーツの振興といった教育行政に関する幅広い施策に携わっていただいております。また、教育が地域住民にとって身近で関心の高い行政分野であることから、教育委員は専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の意向を踏まえることが必要とされておりますことから、本市といたしましても、幅広い分野、職歴の方をお願いをしているところでございます。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

馬淵議員。

○1番（馬淵紀明君）

同意8号について質問します。

教育委員会委員の任命というのは、市のほうからお願いすることのみなのか、本人が希望して、させてもらえないかという話があった場合はどうなるのでしょうか。

○教育部長（佐藤博之君）

教育委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条に基づき、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育・学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するとされております。以上でございます。

○1番（馬淵紀明君）

ということは、本人が幾ら希望して教育委員をさせていただきたいと思っても、できないということではないのでしょうか。

○教育部長（佐藤博之君）

繰り返しの答弁で恐縮でございますけれども、議会の同意を得て任命することになりますので、御本人の希望のみをもって教育委員に携わっていただくことにはならないということに関して御理解を頂戴したいと思います。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。同意第8号につきましては、人事案件でございますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、同意第8号につきましては委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、同意第8号につきましては、人事案件でございますので討論は省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

次に、同意第8号を採決いたします。

同意第8号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、同意第8号は同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・同意第9号から日程第36・同意第23号まで（提案説明・質疑・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第22・同意第9号：愛西市農業委員会委員の任命についてから日程第36・同意23号：愛西市農業委員会委員の任命についてを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

同意第9号：愛西市農業委員会委員の任命について。

令和5年7月19日任期満了となるので、次の者を任命するものとする。本日提出、市長名です。

氏名、浅井佐智子。

提案理由といたしまして、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得て任命する必要があるからでございます。

同意第10号から同意第23号につきましても、同意第9号と同一内容のため、氏名のみを述べさせていただきます。

同意第10号、氏名、鈴木裕美。

同意第11号、氏名、鷺野則美。

同意第12号、氏名、佐野哲司。

同意第13号、氏名、加賀保。

同意第14号、氏名、加藤丈晴。

同意第15号、氏名、横井清美。

同意第16号、氏名、中野正広。

同意第17号、氏名、大橋一之。

同意第18号、氏名、山田真弘。

同意第19号、氏名、田中光義。

同意第20号、氏名、日榮隆広。

同意第21号、氏名、沖由雄。

同意第22号、氏名、青木昌司。

同意第23号、氏名、平野英治。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、同意第9号から同意第23号につきましては同一内容でございますので、質疑は一括といたします。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。同意第9号から同意第23号につきましては、人事案件でございま

すので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、同意第9号から同意第23号につきましては委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、同意第9号から同意第23号までは、人事案件でございますので討論は省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

同意第9号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第9号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第10号を採決いたします。

同意第10号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第10号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第11号を採決いたします。

同意第11号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第11号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第12号を採決いたします。

同意第12号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第12号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第13号を採決いたします。

同意第13号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第13号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第14号を採決いたします。

同意第14号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第14号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第15号を採決いたします。

同意第15号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第15号は同意することに決定いたしました。  
次に、同意第16号を採決いたします。

同意第16号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第16号は同意することに決定いたしました。  
次に、同意第17号を採決いたします。

同意第17号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第17号は同意することに決定いたしました。  
次に、同意第18号を採決いたします。

同意第18号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第18号は同意することに決定いたしました。  
次に、同意第19号を採決いたします。

同意第19号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第19号は同意することに決定いたしました。  
次に、同意第20号を採決いたします。

同意第20号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第20号は同意することに決定いたしました。  
次に、同意第21号を採決いたします。

同意第21号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第21号は同意することに決定いたしました。  
次に、同意第22号を採決いたします。

同意第22号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第22号は同意することに決定いたしました。  
次に、同意第23号を採決いたします。

同意第23号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第23号は同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第37・諮問第1号及び日程第38・諮問第2号（提案説明・質疑・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第37・諮問第1号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について及び日程第38・諮問第2号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦についてまでを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

諮問第1号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

令和5年9月30日任期満了となるので、次の者を推薦するものとする。本日提出、市長名です。

氏名、杉方一也。

諮問理由といたしましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める必要があるからでございます。

諮問第2号についても第1号と同一内容のため、氏名のみを述べさせていただきます。

諮問第2号、氏名、浅井典恵。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、諮問第1号及び諮問第2号については同一内容でございますので、質疑は一括といたします。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。諮問第1号及び諮問第2号につきましては、人事案件でございますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号及び諮問第2号につきましては委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、諮問第1号及び諮問第2号につきましては、人事案件でございますので討論は省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

次に、諮問第1号を採決いたします。

諮問第1号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、諮問第1号は適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第2号を採決いたします。

諮問第2号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、諮問第2号は適任とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（杉村義仁君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は6月1日午前9時30分より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時05分 散会

